

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| フィリピン協定原産地証明書 | フィリピン協定第 45 条 2 |
|---------------|-----------------|

(7) 上記(1)から(6)までの特惠待遇の否認に係る規定は、前記 12 の 2—2 に規定する輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。

(原産品についての確認の相手方となった者)

12 の 2—9 法第 12 条の 2 第 6 項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

| 締約国原産地証明書等                     | 相手方の規定                 |
|--------------------------------|------------------------|
| メキシコ協定原産地証明書                   | メキシコ協定第 44 条 22        |
| マレーシア協定原産地証明書                  | マレーシア協定第 45 条 4        |
| チリ協定原産地証明書                     | チリ協定第 49 条 4           |
| タイ協定原産地証明書                     | タイ協定第 45 条 4           |
| インドネシア協定原産地証明書                 | インドネシア協定第 45 条 4       |
| ブルネイ協定原産地証明書                   | ブルネイ協定第 42 条 4         |
| アセアン包括協定原産地証明書                 | アセアン包括協定附属書 4 第 8 規則 3 |
| フィリピン協定原産地証明書                  | フィリピン協定第 45 条 4        |
| ベトナム協定原産地証明書                   | ベトナム協定附属書 3 第 8 規則 3   |
| インド協定原産地証明書                    | インド協定附属書 3 第 8 節 3     |
| ペルー協定原産地証明書                    | ペルー協定第 66 条 6          |
| オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア原産品申告書 | オーストラリア協定第 3・21 条 4    |
| モンゴル協定原産地証明書                   | モンゴル協定第 3・20 条 4       |

## 第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除

(承認小売業者の承認申請手続き等)

14—1 法第 14 条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認は、次により行う。

- (1) 小売業者の承認に関する事務は、法第 14 条第 1 項の旅客が輸入する物品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の所在地を管轄する税関官署の保税地域の監督を担当する部門において行う。
- (2) 令第 39 条第 1 項の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」(P—9600) 2 通（原本、承認書用）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押